

堺市会計年度任用職員採用選考試験

(育児休業代替・心理)

【採用予定日】

令和6年4月16日



堺市健康福祉局健康部 こころの健康センター

1 募集内容

試験区分	採用予定数	業務内容	受験資格
心理	1名	ひきこもり・ 依存症等の 専門相談等業務	下記のいずれかに該当する人 ①公認心理師の資格を有する人(令和6年4月15日までに資格取得見込みの人を含む) ②公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格を有する人(令和6年4月15日までに資格取得見込みの人を含む) ③学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は大学院において心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業(修了)した人(令和6年4月15日までに卒業(修了)見込みの人を含む。)

◆国籍及び年齢は問いません。

◆地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。

地方公務員法第16条(抜粋)

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 選考日程等

(1) 選考日時

随時(時間は別途個別に調整のうえ、決定します)

(2) 選考会場

堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1 堺市立健康福祉プラザ3階
こころの健康センター

(3) 試験内容

これまでの職歴等における知識・経験や専門知識を問う面接試験(15分)を実施します。受験申込時に提出する志望動機と、面接試験の結果により合否を決定します。

3 受験申込み方法等

(1) 受付期間

令和6年3月15日（金）から

※応募状況により順次選考、採用が決まり次第終了します。

(2) 申込方法

所定の「堺市会計年度任用職員履歴書」、「志望動機」及び「受験資格①～③のうちいずれか（任用開始までに資格取得見込みの者は、受験票など受験したことがわかるもの）の写し」を以下に記載している提出先（こころの健康センター）まで郵送または直接持参してください。

※ 提出書類に不備がある場合は連絡します。なお、連絡がつかない場合や修正が必要な場合は返送することがあります。このために生じた受験申込みの遅延については一切責任を負いませんので注意してください。

提出書類	<p>○「堺市会計年度任用職員履歴書」（所定） 半年以内に撮影した鮮明な写真1枚を貼り付けてください。 （※履歴書内の「志望動機・特技・好きな学科等」欄は記載不要です。）</p> <p>○「志望動機（様式は任意）」 業務を志望する理由や動機について、原稿用紙（様式は任意、手書きまたはワード使用どちらでも可）に800字以内で記入してください。</p> <p>○「受験資格（取得見込）証明等」 公認心理師の証明書（写し）など資格取得がわかるもの（資格取得見込み者は、受験票など受験したことがわかるもの）。</p>
提出先 提出方法	<p>○提出先（郵送または直接持参） 〒590-0808 堺区旭ヶ丘中町4-3-1 堺市立健康福祉プラザ3階 こころの健康センター 宛</p> <p>○提出方法 封筒の表に「堺市会計年度任用職員（育児休業代替・心理）採用選考申込書類在中」と明記し、上記の提出書類を郵送または直接持参してください。</p>

(3) 選考試験のご案内

申込みの受付後、受験者に選考試験の日時について、随時電話連絡をいたします。

(4) その他

- 提出書類は一切お返ししません。
- 選考に際して取得した個人情報は、堺市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、選考試験及び採用に関する事務以外の目的の利用は行いません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。

4 報酬・勤務条件等

- 任用根拠：地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する地方公務員
- 勤務時間：週 29 時間勤務
(週 4 日、午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分 (休憩 45 分))
- 任 期：令和 6 年 4 月 16 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
※年度ごとの任用となります。
※職員の育児休業取得状況により、任用期間を短縮する可能性があります。
- 報 酬：月額 256,800 円
※本市の同業務の会計年度任用職員としての経験年数に応じて加算あり
(上限 10 年)
- 期末勤勉手当：6 月、12 月に支給
- その他諸手当：通勤手当、時間外勤務手当に相当する額を本市の規定に基づき費用弁償及び増額報酬として支給
- 休 日 等：勤務日に指定した以外の日、土日祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
- 休 暇：年次有給休暇 16 日 (初回任用時に一部を付与し、6 月経過後に残りを付与予定)
特別休暇 (夏季、介護等) 等
- 勤 務 地：こころの健康センター
- 福利厚生：厚生年金、健康保険、雇用保険、公務災害補償制度等

5 選考試験に関する問い合わせ先

〒590-0808 堺区旭ヶ丘中町 4-3-1 堺市立健康福祉プラザ内
こころの健康センター TEL 072-245-9192 FAX 072-241-0005
(担当：長谷川・大上)

(参考)

- 堺市ホームページアドレス (市の採用情報)

<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinji/shokuinsaiyo/index.html>

